新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

お住まいの市町村では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。

ご相談は、お住まいの市町村の自立相談支援機関まで。

全国連絡先一覧　https://www.mhlw.go.jp/content/000707280.pdf

日々の生活費にお困りの方への貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しております。

＜緊急小口資金＞
貸付上限額…２０万円以内

＜総合支援資金（初回貸付）＞
貸付上限額…単身世帯：１５万円以内
２人以上世帯：２０万円以内
貸付期間　…原則３月以内

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

＜償還免除について＞
償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

＜問合せ先＞ お住まいの市区町村社会福祉協議会

住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

申請ができる方は

○離職・廃業から2年以内の方
○離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

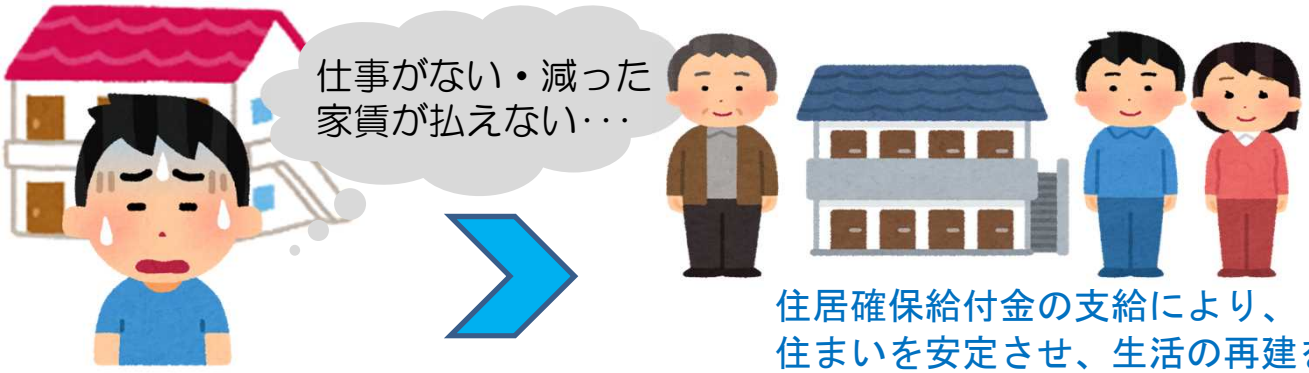

住居確保給付金の支給により、住まいを安定させ、生活の再建を支援します。

主な給付要件チェックリスト

項　　目	チェック欄
離職・廃業をした日から２年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	□
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※東京都23区の例（自治体により額は異なります）　（単位：円） （注）収入には、失業等給付などが含まれます。	□
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	□
離職・廃業をした日から２年以内の方については、ハローワークに求職の申し込みをしますか？	□

	単身世帯	２人世帯	３人世帯
収入基準額（月額）	138,000	194,000	241,000
支給家賃額（上限額）	53,700	64,000	69,800

○すべての項目にチェック✔が付いた方
住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の自立相談支援機関に相談してください。